

令和2年5月18日

保護者の皆様へ

岸和田市立旭小学校  
校長 辻下 辰巳

## 本年度の給食費の徴収について

新緑の候、保護者の皆様方には、ご健勝でお過ごしのこととお慶び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、誠に有難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、5月31日まで学校園の臨時休業が延長されました。この間、4・5月は通常の給食を提供していません。しかし、4・5月の給食費は引き落としをさせていただきました。このことについて何人かの保護者の方から、4・5月は給食がなかったのに、給食費が引き落としされているのはなぜかというお問い合わせをいただきました。

本校の給食費の徴収は、通常、4月～7月、9月～2月の10か月間は定額の給食費を徴収し、3月の徴収で、1年間の実際の食数をもとに、過不足を計算して清算させていただいています。（3月の徴収で、余分にいただいた分はお返しし、不足分は徴収しています）

本年度の給食費の徴収も、上記のように通常の方法で実施したいと考えています。その理由につきましては、下記のようなことが挙げられます。

- ① 本年度は、授業時数の確保のため、夏季休業が短くなり、7月下旬から8月上旬まで授業が実施され、給食も実施するため。
  - ・通常の夏季休業：7月21日～8月24日、本年度の夏季休業：8月8日～8月23日
  - ・7・8月で増加する給食実施日：7/20～7/22、7/27～7/31、8/3～8/6  
8/25（13日間の増加）
- ② 授業時数の確保のため、通常実施されていた学校行事等（縦割り遠足、各学年の社会見学等）が中止となり、その分給食の実施日が増加する。
- ③ 年間を通じて必要となる食材・調味料等は、給食を実施しない日があっても、納入業者から事前に購入しているため、その支払いが発生する。

従って、4・5月の給食費も通常通り徴収をさせていただきました。そして、3月の徴収で、1年間の実際の食数をもとに、過不足を計算して清算させていただきたいと思っておりますので、何とぞご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。